

○あま市家族介護用品購入助成券交付事業実施要綱

平成22年3月22日

告示第107号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を抱える家族に対し、介護に必要な紙オムツ等の介護用品の購入に要する経費の一部を助成することにより、介護保険サービスと併せ、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯は、助成の対象から除外する。

(1) 本市において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により要介護状態区分が要介護4又は要介護5であると認定を受けている者（以下「要介護者」という。）を主として常時介護している当該要介護者と同一世帯に属する者

(2) 当該年度（4月、5月及び6月においては前年度）の市町村民税非課税世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、要介護者が次の各号に掲げる施設に入所し、かつ、介護給付を受けている場合は、対象者から除く。

(1) 法第8条第11項に規定する特定施設

(2) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護

(3) 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

(4) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

(5) 法第8条第25項に規定する介護保険施設

(助成の方法)

第3条 第1条に規定する助成は、家族介護用品購入助成券（以下「助成券」という。）を交付することにより行うものとする。

(助成の内容)

第4条 助成券により助成する額は、助成券1枚当たり1,000円とする。

2 助成券の交付枚数は、要介護者1人につき1月当たり5枚とし、年間60枚以内とする。

3 助成の対象となる期間は、第6条の規定による助成の決定を受けた日の属する月から要介護認定の有効期間の満了日の属する月までとする。

(助成品目)

第5条 助成券で購入することができる介護用品（以下「指定介護用品」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大人用紙オムツ
- (2) 尿取りパット
- (3) 使い捨て手袋
- (4) 清拭剤
- (5) ドライシャンプー
- (6) ウェットティッシュ

(助成の申請及び通知)

第6条 助成券の交付を受けようとする対象者は、家族介護用品購入助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、助成の可否を決定し、家族介護用品購入助成券交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成券の交付等)

第7条 市長は、助成券交付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、助成券を交付するものとする。

(助成券の有効期間)

第8条 削除

(協力店の指定等)

第9条 市長は、次の各号の要件を満たす者を、助成券を取り扱うことができる事業者（以下「協力店」という。）として指定できる。

- (1) 市内に事業所又は事業所の運営する店舗を有していること。
- (2) 前号に規定する事業所又は事業所の運営する店舗において、現に、指定介護用品全てについて小売販売を行っていること。

2 協力店として指定を受けようとする者は、家族介護用品購入助成券交付事業協力店指定届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する届出書を受理したときは、その内容を審査するとともに、家族

介護用品購入助成券交付事業協力店指定届出に伴う実地検査調書（様式第4号）により実地検査を行った上で、指定の可否を決定し、家族介護用品購入助成券交付事業協力店指定決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定する指定を受けた事業者は、この要綱に定めるもののほか、市と別に締結する「家族介護用品購入助成券交付事業委託契約書」に基づき、本事業を実施するものとする。

5 協力店は、第1項各号の規定する要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

6 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する指定を解除する。

(1) 前項に規定する報告を受けたとき。

(2) 第4項に規定する「家族介護用品購入助成券交付事業委託契約書」に基づく契約の解除があったとき。

(使用方法)

第10条 助成券の使用方法は、利用者が協力店において指定介護用品を購入する際に助成券を協力店に提出することにより、助成券に記載された額面金額を控除した金額で指定介護用品を購入できるものとする。

2 提出する助成券に記載された額面金額の総額が購入しようとする指定介護用品の価格を上回るときは、協力店から当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。

(代金の請求及び支払)

第11条 市長は、助成券の使用に係る指定介護用品の代金を協力店に支払うものとする。

2 前項の代金は、利用者から提出された助成券の額面金額（前条第2項に該当する場合にあっては、当該指定介護用品の価格）に相当する金額とする。

3 協力店は、第1項の規定による代金を請求しようとするときは、指定介護用品代金請求書（様式第6号）に、利用者から提出された助成券を添付した内訳書（様式第7号）を添えて市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による請求は、助成券の使用があった日の属する月分をまとめて、翌月10日までにするものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合には、この限りでない。

5 市長は、第3項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該指定事業者を支払うものとする。

(再交付の制限)

第12条 助成券は、紛失し、又は汚損しても再交付しないものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 助成券は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(使用の制限)

第14条 助成券は、交付を受けた対象者その他市長が適当と認める者以外は使用できない。

(変更の申出)

第15条 利用者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(助成券の返還)

第16条 利用者は、当該助成の対象となっている要介護者を介護しなくなったとき又は当該要介護者及び利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに未使用の助成券を市長に返還しなければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他第2条の規定に該当しなくなったとき。

(助成券の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、利用者に偽りその他不正な手段により助成券の交付を受けた者又はこの要綱に違反して助成券を使用した者がいるときは、その者から既に交付した助成券を返還させるものとする。この場合において、当該助成券が既に使用されているときは、その額面金額(第10条第2項に該当する場合にあっては、当該指定介護用品の価格)に相当する金額を返還させるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、七宝町家族介護用品支給事業実施要綱(平成13年七宝町訓令第6号)又は美和町家族介護用品購入助成券交付事業実施要綱(平成12年美和町要綱第12号)によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に

よりなされたものとみなす。